

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成30年10月31日付、保医発1031第2号、平成30年11月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎ 測定方法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
ヒト精巣上体蛋白4(HE4)	200点	区分番号「D009」 腫瘍マーカー (生化学的検査Ⅱ)

新	旧
「26」のヒト精巣上体蛋白4は、CLIA法又はECLIA法により測定した場合に算定できる。	「26」のヒト精巣上体蛋白4は、CLIA法により測定した場合に算定できる。

下線部の測定方法が追加されました。

● 弊社受託未定

項目名	保険点数	区分
クラミジア・トラコマチス核酸検出	204点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

新	旧
ア(略) イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。	ア(略) イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。

下線部の測定方法が追加されました。

● 弊社受託未定

裏面に続きます



株式会社 **ビー・エム・エル**
 本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3
 総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1
 ☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

検査項目検索用
アプリ B-Book



Google play

Available on the
App Store



電子カルテはビー・エム・エル



項目名	保険点数	区分
淋菌核酸検出	204点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

新	旧
<p>ア (略)</p> <p>イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法による。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>

下線部の測定方法が追加されました。

- 弊社受託未定

項目名	保険点数	区分
淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	286点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

新	旧
<p>ア (略)</p> <p>イ 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>

下線部の測定方法が追加されました。

- 弊社受託未定